

# 解説編

---

1. EDIデータ項目について
2. 水産物共通商品コード
3. 標準品名コード
4. 標準商品属性コード
5. EDI取引における標準商品コードの利用法
6. 標準物流バーコードの活用方法
7. 企業・事業所コードの設定方法

# 1

## EDIデータ項目について

EDI標準メッセージでは、EDIでデータ交換する際の項目やその内容、桁数などについての標準形式を定めており、データ項目集としてまとめられています。

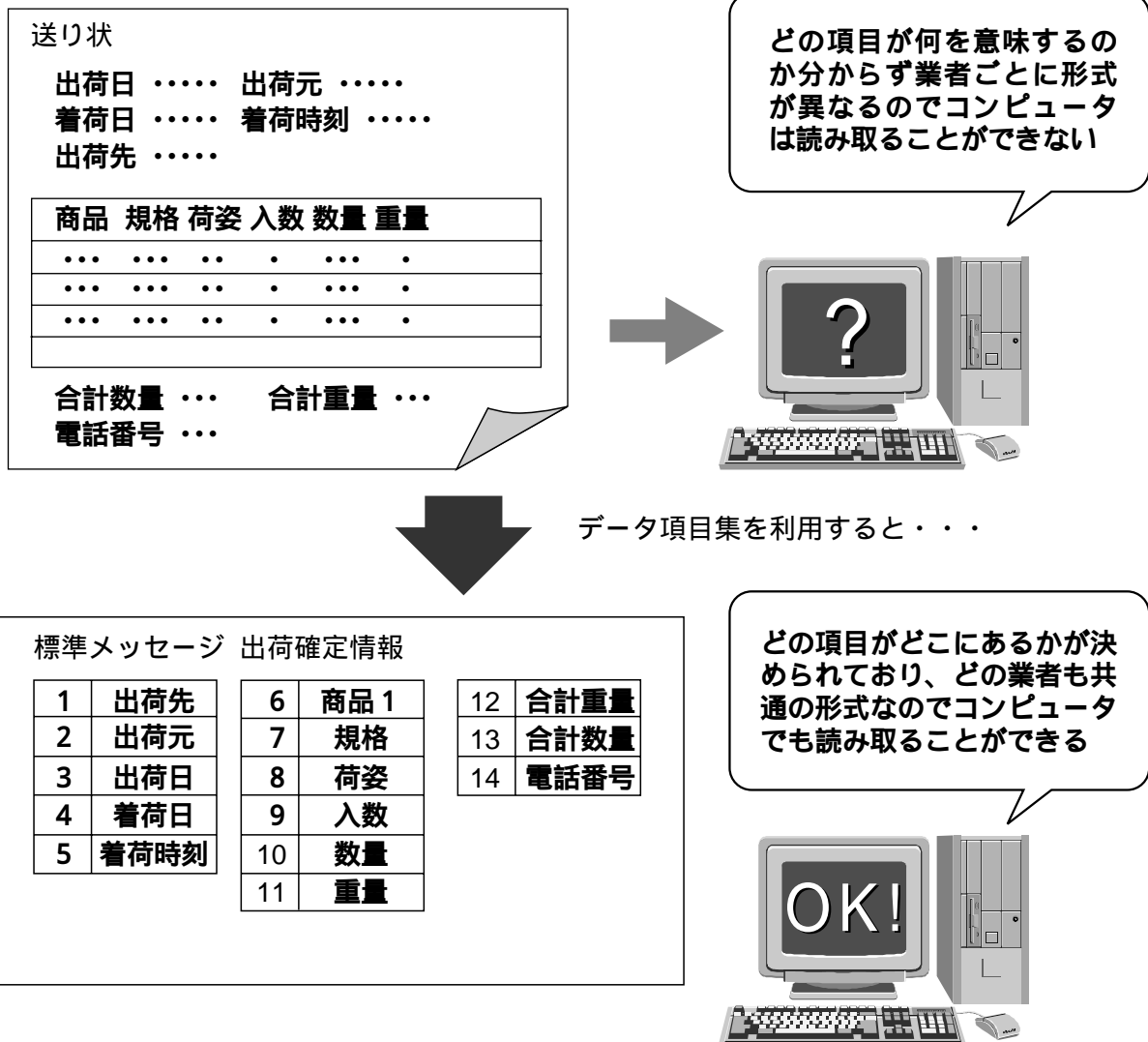
他の業者と紙ベースで情報をやり取りする分には、「どの商品がどれだけ出荷されてくる」「今月の請求金額は 円だ」などの情報を人間が見て判断できるので問題ありません。

しかし、コンピュータを利用する場合、それらの項目が収められている場所を業者ごとに

勝手に決めていたのでは、データ交換するのに効率的ではありません。どの項目がデータのどの場所にあるのかの標準形式を定める必要があります。

標準メッセージの開発にあたり、データ項目や内容は、現在使用されている送り状や伝票類の項目を参考にしました。つまり、標準メッセージの基本的な項目や項目内容は、帳票、伝票類の内容と変わりありません。

### 紙の伝票と標準メッセージの関係



## 「標準メッセージ - データ項目集 - 」の見方

メッセージは基本的に、「ヘッダ」「明細」「トレーラ」に分かれており、項目の順番、名称、最大桁数などが定められています。項目には、紙の伝票通りの項目や電子データでやり取りするために必要な項目などがあります。標準商品コードもこの項目の中にあります。また、商品コード以外にメッセージ項目の中でコード化されているもの、例えば下表の中の「アクション要求理由コード」、また他にも「荷姿コード」や「状態区分コード」など様々なコードが用意されています。

項番	階層	グループ	項目名称	項目説明	最大桁数	ステータス	チェック
1	ヘッダ	基礎項目	出荷確定情報ナンバー	出荷者が決めた出荷確定情報に振られる一意の番号(出報No.)	X(11)	必須	<input checked="" type="checkbox"/>
2			元出荷確定情報ナンバー	情報を取消する場合の元の出荷確定情報ナンバー	X(11)	選択	<input checked="" type="checkbox"/>
3			正式・テストデータ区分	正式データかテストデータかの情報の判別を表す区分	X(1)	選択	<input type="checkbox"/>
4	アクション要求	アクション要求	アクション要求コード	情報の訂正/取消(赤黒区分)を表すコード	X(1)	必須	<input checked="" type="checkbox"/>
5			アクション要求理由コード	当該情報の訂正/取消する場合の理由を表すコード			

### <各項目の見方>

項番：メッセージ内での項目番号を表しています。

階層：項目が「ヘッダ」「明細」「トレーラ」のいずれに該当するかを表しています。

グループ：メッセージ項目をグループ単位に集め、その名称を表しています。

項目名称：項目の名称を表しています。

項目説明：項目の内容を説明しています。組織ごとに名称や意味合いが異なる場合があるので、標準で決められている内容について確認する必要があります。

最大桁数：( )の前の記号は以下のように、文字の種類を表わしています。( )内には、各項目の取り得る最大桁数を表しています。当事者間の合意があれば、示された値より少ない桁数を採用することができます。

N( )・・・全角かな漢字

X( )・・・半角カナおよび英数字

9( )・・・数字

9( )V9( )・・・小数点ありの数字

Vは小数点を表し、前半の9( )は整数、後半の9( )は小数点以下の桁数を表します。

S9( )・・・マイナスサイン(「-」を許す数値項目)です。

ステータス：「必須」(必ず送信しなければならない項目)あるいは「選択」(当事者間で採用・不採用かを定める項目)のいずれかを示しています。例外的に「選択必須」(ある2項目以上について全てを送信する必要はないが、どれか1項目以上を送信しなければならない項目)の項目もあります。

# 2

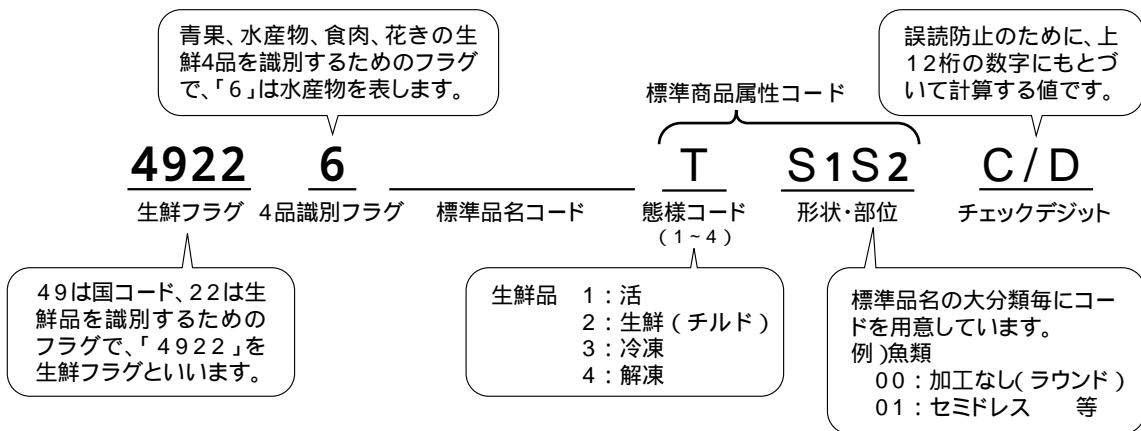
## 水産物共通商品コード

水産物EDI標準メッセージは全部で16種類ありますが、その全てに「商品コード」というデータ項目があります。EDIメッセージでの「商品コード」には、下記に示す「水産物共通商品コード」を使用します。

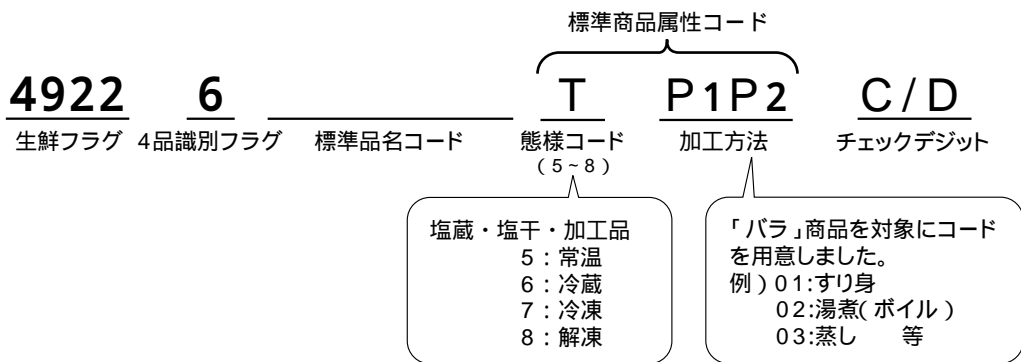
水産物共通商品コードは、生鮮フラグ

“4922”から始まる13桁で、基本的な商品名を表わします。水産物共通商品コードに含まれないその他の商品属性情報(原産地やサイズなど)は、それぞれ標準コードがありますので、別途、必要なコードを利用します。

### 水産物共通商品コード体系(生鮮品)



### 水産物共通商品コード体系(塩蔵・塩干・加工品)



水産物では、標準品名コードだけでは商品を表わすことができません。例えば、標準品名コードの「まぐろ」だけでは、生鮮品か冷凍品か、またラウンドなのかブロックなのか、識別できないからです。このため、商品を識別するために優先度の高い商品属性コードとし

て、生鮮品では「態様」と「形状・部位」を共通商品コード体系に組み込みました。

「態様コード」の内容は、卸売業者では部署名とイコールになっており、その部署ではわざわざ品名に「態様」を使用する必要はありませんが、社外では「態様」がなければ商品を識別

できません。ですから、社外で使用する「標準」では「態様」をつけた品名( =水産物共通商品コード)を使用します。また、「態様」と「形状・部位」だけでは自社コードと1対1の関係にはなりませんので、その他に必要な規格や荷印等様々な商品属性は、標準商品属性項目やEDI標準メッセージ項目において対応付けておく必要があります。

一方、塩蔵・塩干・加工品では消費者販売単

位の個装( コンシューマパック )をされ、JANコードが貼付されている商品が多いのですが、原材料や業務用のように消費者販売単位で包装されない「バラ」といわれる商品も流通しています。そのような商品を想定して、塩蔵・塩干・加工品用の水産物共通商品コードを定めました。

以下、水産物共通商品コードを構成する個々のコードについて、もう少し詳しく説明します。

## 1. 生鮮フラグ

先頭の“ 4922 ”を生鮮フラグと呼びます。これは、加工食品などで広く使用されているJANコードと整合を持つために設定するものです。“ 49 ”はJANコードの国コード、“ 22 ”は

生鮮共通商品コードであることを表わします。“ 4922 ”が先頭にあることで、システムでは一般のJANコードと生鮮品の共通商品コードを区別することができるのです。

## 2. 4品識別フラグ

生鮮共通商品コードは4品共通の体系です  
ので、次のように4品を識別するコードを

“ 4922 ”の後に1桁設けます。

4品識別フラグ

品目		コード
花  き		1
青  果	野  菜	3
	果  物	4
水産物		6
食  肉	精  肉	7
	部分肉	8

### 3. 標準品名コード

魚種を区分したコードです。生物学的な種を分類の基本にしていますが、成長段階で呼び名が変わる出世魚や、同じ魚でも養殖物は

別のコードを付けるなどの例外もあります。詳しくは、巻末資料1 水産物標準商品コード表をご覧ください。

### 4. 態様コード

商品の保存状態を表わすコードです。活魚、生鮮(チルド)、冷凍等の商品の保存温度帯や状態を表します。JAS法で必要な情報である、解凍についてもコードを設けました。

生鮮品と塩蔵・塩干・加工品では、同じ温度

帯を表わす場合でもコードを区別していますが、これは、この後に続く2桁が、生鮮品では「形状・部位」を、塩蔵・塩干・加工品では「加工方法」を表わしますので、態様コードでその識別も兼ねているためです。

### 5. 形状・部位コード

生鮮魚の場合、流通の下流に行けば行くほど、丸(ラウンド)のまま流通する割合が少なくなります。したがって、取引に必要な品名の要素として、形状・部位コードが最優先されます。

このコードはラウンド、ドレス、フィレなどの商品の形状および部位を表しますが、魚類、えび類・かに類等、いか類・たこ類等の大分類毎に、異なる形状・部位が使用されていますので、標準品名の大分類別に整理しています。

### 6. 加工方法コード

塩蔵・塩干・加工品の加工方法を表します。加工品の場合、様々な魚種に対して同じ加工が施されることが多く見られます。そこで、標準品名とは別に加工方法を指定することによって、汎用的な加工品を表現できるようにしました。

また、加工品の多くには、JANコードが付番されていますが、水産物共通商品コードは、消費者販売単位の個装(コンシューマパック)

をせずに、バラで流通する商品しか製造しない場合を想定して整理しました。

工場製品である練り製品については、標準JANコードをEDIメッセージ上の項目「商品名」に使用できることから、加工方法としてはコード化していません。必要な場合は、加工方法コードの自由使用エリアを取引先との合意の上で使用してください。

## 7. チェックデジット

JANコードで誤読防止のために1桁設けられている数字です。その前の12桁の数字が決まることによって自動的に求められます。計算式は65頁をご覧ください。

水産物の標準品名コードおよび標準商品属性コードの一覧

分類	No.	名称	項目説明、例	コード桁数	
標準品名    標準商品属性	1	標準品名	<b>商品である魚類等の名称。</b> 例：大分類 魚類、えび類・かに類等、いか類・たこ類、うに類・なまこ類等、淡水魚類、貝類、海藻類 中分類 まぐろ、かしき、かつお、等 標準品名 まぐろの例：ほんまぐろ、めじ、ほんまぐろ(蓄養)、きわだ、きめじ、等	4	
	2	態様	<b>商品の保存状態を表す区分。</b> 生鮮品：活、鮮魚(チルド)、冷凍、解凍 塩蔵・塩干・加工品：常温、冷蔵(チルド)、冷凍、解凍	1	
	3	形状・部位	<b>商品の形状や部位を表す。</b> 例：ラウンド、セヨドレス、ドレス、つめ、足、柱、等	2	
	4	加工方法	<b>商品の加工方法を表す。</b> 例：すり身、ポイル、蒸し、湯引き、等	2	
	5	性別等	<b>性別や抱卵の有無を表す。</b> 指定なし、メス、子持ち、オス	1	
	6	採捕方法	<b>採捕の方法を表す。</b> 例：釣り、一本釣り、刺し網、定置網、巻網、底引網、等	2	
	7	締め方	<b>締め方を表す。</b> 指定なし、活締め(神経抜き、血抜き)、クビ締め、野締め	1	
	8	規格 (サイズ)	<b>商品の大きさ(サイズ)の程度を表す区分(一部コード化)</b> 豆、特小、小、小中、中、中大、大、特大 6S、5S、4S、3S、2S、S、M、L、2L、3L、4L、5L、6L 冷凍エビ(ポンドあたり入り数、Kgあたり入り数)	2 (注1)	
	9	原産地 (注2)	都道府県名	<b>主たる養殖場または水揚げした港が属する都道府県を表す。</b> JIS都道府県コード。	2
	10	原産地 (注2)	国名	<b>輸入商品の原産国を表す。</b> JIS(ISO)国コード(英文字)。	3

(注1)規格(サイズ)は、一部コード化していますが、その他のものについては、別途EDI標準メッセージ上に直接表記することが可能。

(注2)JAS法において規定されている等級や水域名、水揚げ港名などの項目は、別途EDI標準メッセージ上に直接表記(カナ・漢字)することが可能。

# 3

## 標準品名コード

水産物標準品名コードは基本的には生物学的種を分類の基本としており、「標準和名」<sup>1</sup>を参考に整理をしています。水産物では多くの地方名が存在しますが、これらを「標準和名」で紐づけし、同じ生物学的種を同じコードで表現するようにしました。

分類の基本は生物学的種ですが、商品としては出世魚のように必ずしもその区分で扱われないものもあります。その場合は、流通の実態を反映して商品価値に基づく区分による整理を行いました。

### 1. コード体系

標準品名コードは4桁とし、大分類、中分類を設けました。

#### 大分類

大分類は以下のとおりとしました。

コード	大分類
1000～4999	魚類
5000～5999	淡水魚類
6000～6999	えび類・かに類・おきあみ類
7000～7499	いか類・たこ類
7500～7999	うに類・なまこ類・海産ほ乳類・その他の水産動物類
8000～8499	貝類
8500～8799	海藻類・淡水藻類
8800～8999	魚卵
9000～9999	自由使用（当事者間で設定。維持管理機関が承認するまでの期間、暫定的に使用。）

#### 中分類

中分類は、標準品名のある程度のくくりを表し、以下の目的で使用するために設けました。

- ・種を特定できない場合
- ・塩蔵・塩干・加工品に利用する場合
- ・データベース・システムの検索のキーとして使用する場合

<sup>1</sup> 標準和名は、生物学的種毎にあります。学術名とは異なります。日本語でいえば「共通語」と同様のものので、水産物の地方ごとに異なる呼称を紐付けするキーとなります。ただし、地方名は商品価値によって複数の魚種を含む場合もあり、標準和名と1対1の関係にはなっていません。



## 2. 標準品名の定義

標準品名は、取引で使用されるすべての品名を対象とします。標準化の第一段階として、まず、主な消費地卸売市場内の卸売業者が使用している商品マスターに登録されている、生鮮品(冷凍品、塩蔵・塩干・加工品の原魚を含む)について、標準和名をキーに整理をし、多くの市場で使用されている呼称を標準品名として整理しました。整理方法、参考文献については、巻末資料を参照してください。

第一段階として主な消費地卸売市場を対象とした理由は、消費地卸売市場で取引される

商品は比較的に広域で流通しており、標準化を行う必要性が高く、かつ、ここで定められた標準品名コードは汎用性が高いと考えられたからです。

標準品名は、生鮮品(加工を行っていない状態)のみを登録していますので、冷凍品でしか流通しないものや、塩蔵・塩干・加工品の原材料にしか使用しない水産物も含まれています。鮮魚と冷凍品や塩蔵・塩干・加工品の識別は、生鮮共通商品コード体系で標準商品属性コードを使用して行います。

### - 標準品名の定義(第1次バージョン) -

(対象)

1. 水産物標準品名の対象は、以下の生鮮水産物で一切加工を行っていないものとする。

生鮮水産物

魚類、淡水魚類、えび類・かに類・おきあみ類、いか類・たこ類、うに類・なまこ類・海産ほ乳類・その他の水産動物類、貝類、海藻類・淡水藻類、魚卵

(分類基準)

2. 名称、単位の分類基準は、取引で使用されている一般的な水産物の名称で、生物学的種に基づく商品の単位を基本とする。
3. ただし、以下のように取引上商品価値が異なると認識されているものについては、取引上の品名区分に従い、標準品名を定める。

(1) 同じ生物学的種であっても出世魚のように成長の度合いにより品名が使い分けられている場合

(2) 複数の生物学的種の総称として品名が用いられている場合

(3) 同じ生物学的種であっても、色や形状などの違いにより、品名を区別している場合

(4) 同じ生物学的種であっても、天然物と養殖物を区別している場合

(5) 輸入品において、生物学的種が特定できなくとも、日本産のものとは別種として区別している場合

(配慮事項)

4. 「水産物表示検討会」(水産庁)が公表する「一般的名称」に該当する商品の標準品名は、これに従う。
5. 商標登録された水産物は、登録者の許諾を得たもののみ登録する。

### 3. 例外対応

標準品名については、標準和名をキーとして整理していますが、上記「定義」3.にありますように、流通の現場では必ずしも生物学的種の区分と取引区分とは一致しません。以下、そのような例外対応について説明します。

複数の標準品名に対して、標準和名が1つである場合(出世魚、色などの違い)

ぶりやまぐろのように成長によって品名が異なる商品(出世魚)や、なまこなどのように育つ環境によって発色が違うものについては、良く使われている品名によって品質や価格等が異なることから、標準和名が同じ

であっても、一般的に使用されている品名に対して付番しました。

また、多くの水産物は天然物ですが、一部の魚種については、養殖物が多く流通しています。天然物と養殖物、蓄養物の生物学的種は同じですが、商品価値が違うため、養殖物、蓄用にも付番し、標準品名にそれを明記しています。

出世魚については、地方によって呼称が意味する大きさなどの基準が異なるため、備考欄に標準的な基準と思われる成長段階や大きさ等の定義を参考として備考欄に記載しました。(下表参照)

標準品名コード表 一部抜粋

コード	中分類	標準品名	別称	備考	参考		
					標準和名	分類	別名
1010	まぐろ						
1011		ほんまぐろ	まぐろ		クロマグロ	サバ科	クロシビ、ホンマグロ、マグロ
1012		めじ	よこわ(熊本)	まぐろの幼魚 15kg以下	クロマグロ	サバ科	
1013		ほんまぐろ(蓄養)			クロマグロ	サバ科	クロシビ、ホンマグロ、マグロ
1014		きわだ			キハダ	サバ科	キワダ
1015		きめじ	しび(熊本)、こしび(熊本)	きわだの幼魚	キハダ	サバ科	キワダ
1016		めばち	ばち(熊本)		メバチ	サバ科	バチ
1017		だるま		めばちの幼魚	メバチ	サバ科	
1018		びんなが	とんぼ(名古屋、大阪、福岡、熊本)		ピンナガ	サバ科	トクボ、ピンチョウ
1019		いんどまぐろ	みなみまぐろ(東京)		ミナミマグロ	サバ科	インドマグロ
1020		いんどまぐろ(蓄養)			ミナミマグロ	サバ科	インドマグロ

1つの標準品名に対して、標準和名が複数である場合(貝など)

消費地卸売市場で取り扱われている商品では、1つの品名がいくつかの生物学的な種を総称している場合があります(あわび、ばいがい等)。取引現場では、品名によって価格等の商品の違いを表現しているため、一般的な品名を標準品名としました。

別称(標準品名と地方名の紐付け)

収集、整理した品名で標準品名としたもの以外は、標準和名をキーに標準品名と対

応付け、「別称」欄にその呼称が使用されている市場名とともに記載し、同じコードで同じ魚種等を特定することを可能としました。

(補足)参考欄について

標準品名の検索を容易にする目的で、参考資料による標準和名と、生物学的分類、別名を掲載しました。輸入品等外国産の新しい標準品名については、参考資料の範囲では標準和名がわからないものもあり、その場合には空欄になっています。

# 4

## 標準商品属性コード

標準商品属性コードのうち、「態様」、「形状・部位」、「加工方法」については、水産物共通商品コードに含まれますので、ここでは、それ以外の標準属性コードについて説明します。

### 1. 性別等

性別や抱卵の有無を表します。主にさけ・ます類などで使用される項目です。

### 2. 採捕方法

天然物の採捕方法を表します。主に、産地からの情報で使用されることを想定しています。

### 3. 締め方

鮮魚の締め方を表します。

### 4. 規格（サイズ）

規格(サイズ)を表します。現在使用されている規格(サイズ)の表示の一部をコード化しました。規格化された記号等による表示(例：L、M、S等、主に冷凍品の一部)については、汎用的に使用されているもののみを登録しました。また、重量が規格化された箱の入り数(重量単位あたり尾数)による表示については、国際的な表示ルールがあり、ある程度表示パターンが業界内で収斂されてきている冷凍えびを対象にコード化しました。

コード化されていないもの、重量や大きさを表す数値による表示が行われているものについては、EDI標準メッセージ上に直接記載します。EDI標準メッセージ項目集には、入り数

の範囲を表記する「入り数下限」「入り数上限」「入り数範囲記号」、重量の範囲を表記する「単位重量下限」「単位重量上限」「重量範囲記号」などが設けられています。また、「規格(サイズ)」という項目があり、ここには半角カナ英数で35文字まで入力することが可能です。

EDI標準メッセージ項目上に直接記載する方法の他に、規格(サイズ)コードの自由使用枠を、取引相手との合意の上で使用することも可能です。毎回、コードの内容を取引先に連絡することや、多くの取引先相手とコード内容を決めるのが困難であったりすることが想定される場合には、EDI標準メッセージ上に直接記載するのがよいでしょう。

### 5. 原産地

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)により、水産物に対して原産地表示が義務付けられました。JAS法では、国産品の場合は、水域名または地域名(主たる養殖場が属する都道府県名)を記載することになっていますが、水域名の記載が困難な場合は、水揚げした港名または水揚げした港が属する都道府県名を水域名の記載に代えることができる、とされています。輸入品の場合は原産国を記載します。

標準商品属性コードでは、都道府県名と原産国に対応するJISコードを採用しておりますが、それ以外の原産地情報(水域名や水揚げ港名)をEDIメッセージで伝達する場合は、文字項目(カナ・漢字)を使用することとしています。

# 5

## EDI取引における標準商品コードの利用方法

### 1. 自社コードと水産物共通商品コードの連携

水産物EDI標準メッセージ上では、水産物共通商品コードを使って品名を指定します。業界内で共通のコードを使用することによって、任意の企業間でのデータ交換を容易にします。

しかし、企業間でデータ交換をした後は、自社コードに変換して自社の既存のシステムに連携するのが一般的です。したがって、水産物共通商品コードをあらかじめ自社商品コードに対応付けておき、データ交換の都度、自動的にコード変換を行って、社内システムで処理できるようにしておくことが標準コード利用のポイントです。

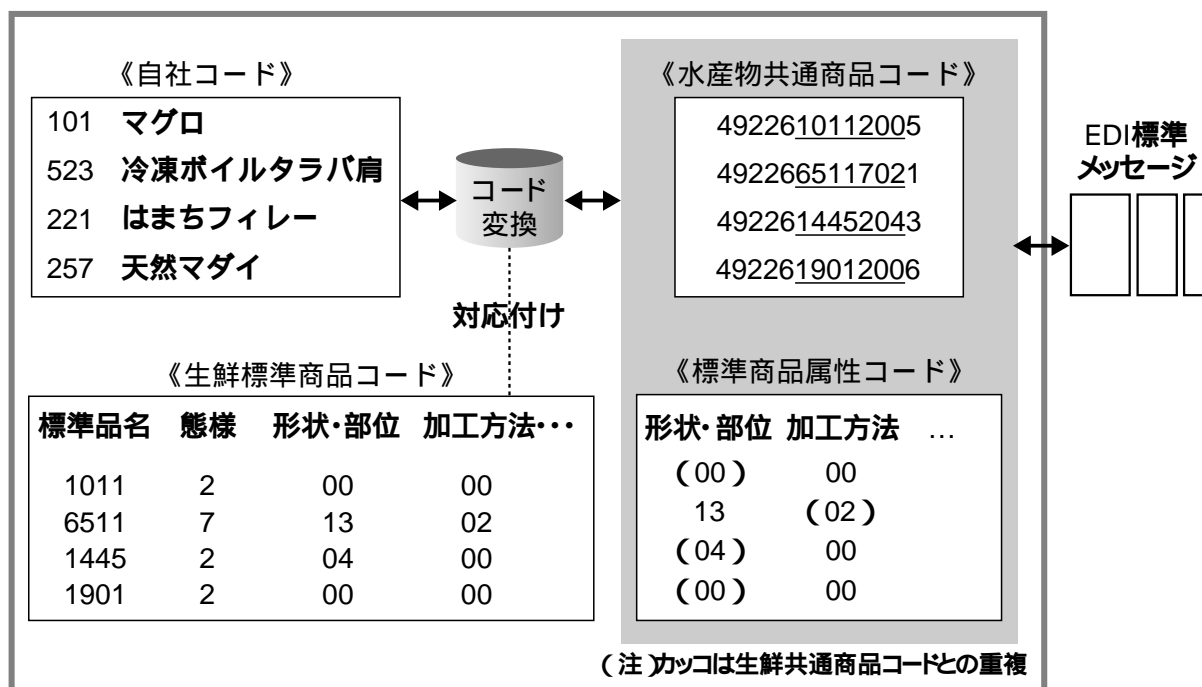
また、現在使用している自社商品コードが、生鮮共通商品コードに含まれる商品コードだけでなく、その他の商品属性情報との組み合わせで決められている場合には、標準品名コードと

各種商品属性コード、EDI標準メッセージ項目とにあらかじめ対応付けた商品マスター登録しておく必要があります。

このように、システム上、自社コードを水産物共通商品コードや標準商品属性コードに対応付けしておけば、これまでどおり自社コードでシステムを運用することができます。

水産物では、出荷者や仲卸業者が特定品目を扱っているところが多く、例えば冷凍品だけを扱っているところでは、自社コードの品名にわざわざ「冷凍」という態様をつけていないことが多いと思います。標準EDIメッセージを使用する場合には、この例では、商品属性コードの態様「冷凍」に対応付けておく必要があります。

標準商品コード（水産物）の利用イメージ



## 自社品名と生鮮共通商品コードとの対応付け

生鮮標準商品コード

自社品名		生鮮標準商品コード							
名称	コード	標準品名		態様		形状・部位		加工方法	
		名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード
マグロ	101	ほんまぐろ	1011	生鮮	2	加工なし	00	指定なし	00
冷凍ポイルタラバ肩	523	たらばがに	6511	冷凍	7	肩	13	湯煮(ポイル)	02
はまちフィレ	221	はまち(養殖)	1445	生鮮	2	フィレ	04	指定なし	00
天然マダイ	257	まだい	1901	生鮮	2	加工なし	00	指定なし	00

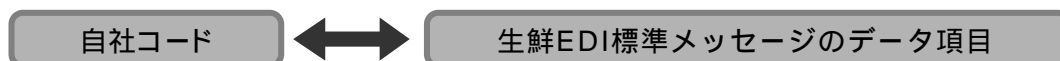
加工方法に指定があれば、塩蔵・塩干・加工品の生鮮共通商品コード体系を使用します。

## 水産物共通商品コード

生鮮フラグ	4品識別フラグ	標準品名	態様	形状・部位/ 加工方法(注)	チェック・デジット
4922	6	1011	2	00	5
4922	6	6511	7	02	1
4922	6	1455	2	04	3
4922	6	1901	2	00	6

(注) 塩蔵・塩干・加工品の生鮮共通商品コード体系を使用する場合には、加工方法のコードを使用します。

## 生鮮EDI標準メッセージデータ項目への展開例



社内コード	自社品名	生鮮共通商品コード	形状・部位	加工方法	荷印名	原産地	...
101	マグロ	4922610112005	00	00		大間沖	
523	冷凍ポイルタラバ肩	4922665117021	13	02		ノルウェー	
221	はまちフィレ	4922614452043	04	00		鹿児島県	
257	天然マダイ	4922619012006	00	00		明石	
...							

(注) 網掛けは、生鮮共通商品コードに含まれる情報なので、送付しなくても構いません。

## 2. 水産物共通商品コードに含まれない属性コードの指定方法

水産物共通商品コードには、標準品名の他に、態様、形状・部位、加工方法といった商品属性情報が含まれています。したがって、それ以外の属性情報項目(規格、原産地など)はEDI標準メッセージ上で必要に応じて別途指定し

て使用します。

たとえば、「冷凍のタラバガニのボイルしたもの、肩・ノルウェー産」は、水産物共通商品コードと商品属性コードを組み合わせることで次のように表します。

EDIデータ項目	データ内容	必須 / 選択
共通商品コード	4922665117021 (タラバガニ、冷凍、ボイルが含まれます。)	:必須
形状・部位コード	13( = 肩 )	:選択
原産地コード	NOR( = ノルウェー産 )	:選択

水産物の商品属性コードには、この他にも様々なものがありますが、これらは必要に応じて追加して使用することができます。また、EDI標準メッセージには、コードの他に漢字やカナ

を送受信するデータ項目も用意されています。これら漢字・カナを送受信しても構いませんが、各社にてマスター設定しておけば、いわゆる「コード」のみの送受信を行うことができます。

## 3. ブランド品の対応付け

輸入エビは、国名、ブランド名、品種、規格で社内品名が構成されている場合が多く見受けられますが、この場合のブランド名は、EDI標準メッセージ項目のうち「荷印名(商品の荷印またはブランド)」の欄に記載します。その他

の項目は、標準品名コード、標準商品属性コードにそれぞれ対応づけて使用します。国内のブランド品についても、同様にEDI標準メッセージ項目の「荷印」を使用します。

## 4. JANコードの利用

塩蔵・塩干・加工品を中心に、最近では冷凍品や生鮮品についても消費者販売単位の個装(コンシューマパック)の商品が流通していますが、これらについては、ソースマーキングされているJANコードをEDI標準メッセージ項目の「商品コード」の欄に使用します。

また、消費者販売単位の個装がされない商

品でも、メーカー品である場合には、メーカーがJANコード体系で卸売や小売等への販売単位毎に商品アイテム番号を定めて、EDI標準メッセージ項目の「商品コード」に使用することを基本とします。EDIを行う場合には、当事者間で商品名に使用するコードについて、打合せ、確認が必要です。

練り製品については、メーカーが消費者販売単位の個装をして出荷しているのがほとんどで、卸売単位での販売についてもJANコードが使用できることから、標準商品属性コードの「加工方法」に練り製品用のコードは設けていません。「加工方法」は消費者販売単位の

個装単位の販売を行わない企業があることを想定して、設けてあるものです。

生鮮共通商品コード体系でもJANコードでも表現できない商品の場合は、標準品名コードの自由使用枠(9000~9999)を当事者間の取り決めの上で使用します。

## 5. 規格(サイズ)の記載方法について

水産物の規格(サイズ)の表現方法には、標準商品属性コードの規格(サイズ)でコード化したもの以外の単位あたりの入り数(範囲) また単位あたりの重量(範囲)で表現されてい

るものもあります。この場合は、コードは使用できませんので、EDI標準メッセージ上の「入数下限」「入数上限」「入数範囲記号」などの項目を使用します。

規格(サイズ)のEDI標準メッセージへの記入例

規格(サイズ)	記入方法	
	EDI標準メッセージ項目	入力データ
入数範囲 31 - 33	「入数下限」	31
	「入数上限」	33
	「入数範囲記号」	-
単位重量 400 / 450	「単位重量下限」	400
	「単位重量上限」	450
	「単位重量範囲記号」	/

また、この他「規格(サイズ)」で定められたコード以外のもの、入り数や重量以外の大きさを表す数値による表示や単位重量などを、

EDI標準メッセージに直接記載する場合には、「規格(サイズ)」という項目を使用します。

## 6. 販売荷姿、金額の記載方法について

標準商品コードではありませんが、取引上重要な販売荷姿、金額の記載方法のルールについて、EDIでは伝票とは違う書き方をしますので、簡単に説明します。

水産物の販売荷姿は、個数、合わせ、数量、容量などの情報項目で構成されており、定費商品、不定費商品、また冷蔵倉庫・運送事業者

での物流について、その表現方法が変わります。販売荷姿は、金額計算にも反映されますので、書き方を注意しなければなりません。EDI標準メッセージのデータ項目集では、それらの記載方法およびその考え方についてまとめています。以下に、定費商品の例をご紹介します。

# 5

## EDI取引における標準商品コードの利用方法

定貫商品

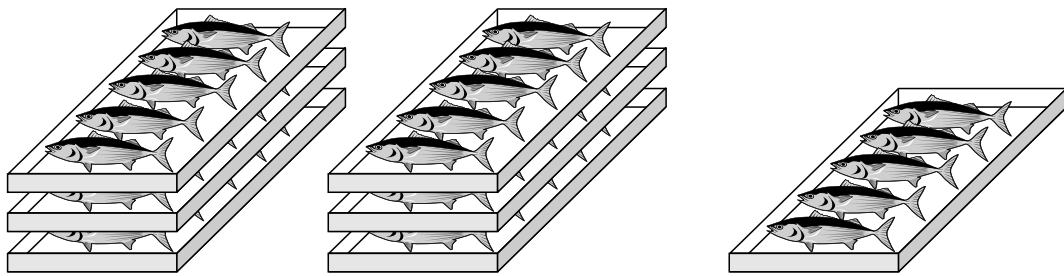
<前提条件(例)漁連等から35匹出荷した場合>

出荷の最小単位を「トレー」とする

1トレーは5匹入りとする

輸送時は、3トレー毎にくくる(合せ=3)

35匹なので全部で7ケース



明細1

項目	名値	意味
**荷姿コード	503	トレー(荷姿コード表による)
**荷姿名(カナ)	トレー	トレー
**個数	2	合せを1単位とする、合せの数
合せ端数	0	1合せに満たない分の数
合せ	3	1合せ内の荷姿の数
**数量	6	荷姿の数:6トレー
単価単位区分	0	0:荷姿あたり(定貫)
販売希望単価	100	1単価単位あたりの値段:荷姿当たり
金額	600	明細行での合計金額

物流

金額

《金額計算方法》

販売希望単価 × 数量 = 金額

数量 = 合せ × 個数 + 合せ端数

100(円/トレー) × 6(トレー) = 600(円)

3(トレー) × 2(合せ)

明細2

項目	名値	意味
**荷姿コード	503	トレー(荷姿コード表による)
**荷姿名(カナ)	トレー	トレー
**個数	1	合せを1単位とする、合せの数
合せ端数	0	1合せに満たない分の数
合せ	1	1合せ内の荷姿の数
**数量	1	荷姿の数:1トレー
単価単位区分	0	0:荷姿あたり(定貫)
販売希望単価	100	1単価単位あたりの値段:荷姿当たり
金額	100	明細行での合計金額

物流

金額

《金額計算方法》

販売希望単価 × 数量 = 金額

数量 = 合せ × 個数 + 合せ端数

100(円/トレー) × 1(トレー) = 100(円)

1(トレー) × 1(合せ)



# 6

## 標準物流バーコードの活用方法

今回定めた、水産物の標準商品コードは、物流容器(発泡スチロール等)に商品内容を表示する物流バーコードとしても利用することができます。EDIメッセージと同じように、バーコードも取引関係者が共通の方法で使用していないとうまく活用することができません。

水産物の場合には、不定貫品の物流バーコードについて標準的なバーコード体系を定めています。バーコードは、可変長で様々な情報を表現できるUCC/EAN-128に準拠しています。

不定貫品用の標準物流バーコード(案)では、バーコードラベルを出荷者が貼付し、卸売業者等が重量データ等を自動的にコンピュータに取り込むことを目的に開発しました。出荷者においても、出荷データとしてバーコード上の情報を自動的にコンピュータに取り込み、業務の効率化や転記等で発生するミスをなくすることができます。

また、JAS法への対応を考慮し、出荷者が伝達すべき原産地等の項目について、物流上でも文字情報で目視できるようにしています。

### 水産物の表示に関する法制度等との関連

制度		表示項目				
名称	区分	原産地	名称等	量目	養殖	解凍
計量法	法律(義務)					
JAS法(生鮮食品品質表示基準)	法律(義務)					
JAS法(水産物品質表示基準)	法律(義務)					

なお、JAS法に基づく「水産物品質表示基準」で記載が義務付けられている「解凍」については、消費者がチルド状態のものを、チルドか解凍したものかを区別できることが必要です。出荷者は、出荷時点の状態を伝達すれば

よいため、「態様」の冷凍、解凍のみを商品名に入れて記載する(例えば、「冷凍はまち」)か、食品衛生基準法にも対応できるように保存温度を記載するかを選択するものとしています。

### 水産物(不定貫用)標準物流バーコードラベル(案)

出荷者コード(GLN)                      商品コード(GTIN)

「解凍」に保存温度で対応している例

正味重量                      出荷日                      カートン

### UCC / EAN-128とは

#### 言葉の意味と標準化の経緯

UCCはUniform Code Councilの略称で、アメリカのコードセンターのことです。また、EANはEuropean Article Numberの略称で、国際EAN協会(バーコードの世界管理機関)のことです。UCC/EAN-128は、国際EAN協会が中心となりUCCおよびアメリカ自動認識工業会(AIM - USA)の協力によって標準化されました。「Code128」は、既に平成8年3月、日本工業規格(JIS X 0504)として技術仕様が制定され、また、ISO/IEC(国際標準化機構/国際電気標準会議)によって、平成12年(2000年)6月、ISO/IEC 15417規格として承認されています。また、データの内容や桁数を規定するアプリケーション識別子(AI:Application Identifier)についても、ISO/IECによって、平成11年(1999年)12月、ISO/IEC 15418規格として承認されています。

#### 特徴

このバーコードは、アプリケーション識別子(AI:Application Identifier)と呼ばれる2~4桁のコードで種々の種類の情報を表現できることです。このアプリケーション識別子によって、様々な業務(アプリケーション)に必要なデータを表示すること

バーコード上の情報項目は、以下のとおりです。卸売業者などでは同一出荷者や同一商品の複数カートンのバーコード情報を読むことが多く、その場合には全ての箱で読む必要

のない情報項目を上段にしました。バーコード上の情報桁数は、上下段とも32桁を限度としています。

### バーコード上の情報項目



(413) 4512345678901 (01) 94922614452046

出荷者コード (GLN)      商品コード (GTIN)



(3102) 000323 (11) 000614 (21) 123456789012

重量                      出荷日                      カートンID

## バーコード記載項目一覧

項目	AI	桁数	記載方法
出荷者コード	413	13桁	出荷者のグローバルロケーションナンバー( GLN)を記載します。
商品コード (GTIN)	01	14桁	9( 梱包インディケータ)+ 水産物生鮮共通商品コード( C/Dを除いた12桁)+ C/D
正味重量	3102	6桁	小数点以下2桁のキログラム表示( 右詰)。
出荷日 ( 製造年月日)	11	6桁	商品を出荷した日を、西暦年( 下2桁)+ 月( 2桁)+ 日( 2桁)で表示します。
カートンID	21	最大12桁 ( 可変長)	出荷者が設定する箱単位の連続番号。出荷者名、出荷日等と組み合わせることで、商品の特定が可能となります。

( 注1 )AIはアプリケーション識別子

( 注2 )バーコードの1段目と2段目はそれぞれ独立して読み取りが可能です。

( 注3 )バーコード上の表示合計桁数は、1段目、2段目ともに32桁です。

商品コードを表すAI = 01はGTIN( Global Trade Item Number)14桁を表示します。

GTINは、チェックデジットを除いたEAN( JAN )コード12桁の先頭に、PI( Package Indicator)1桁を設定し、チェックデジットを再計算した計14桁のことです。

JANコード部の12桁は、一般的にはJANメーカーコード( 7桁または9桁)と標準品名コー

ド( 5桁または3桁)で構成されます。JANメーカーコードは、出荷者( 加工し、梱包、出荷する業者)のメーカーコードを表示します。水産物の不定貫物流バーコードラベルのバーコード情報では、JANコード部の12桁は、生鮮共通商品コード体系のチェックデジットを除いた部分になります。

### 水産物物流バーコードの「商品コード体系」

( 01 ) 9 4 9 2 2 6 T S<sub>1</sub> S<sub>2</sub> C / D  
 GTINであることを示すAI ↑ 生鮮共通商品コード チェックデジット

梱包インジケータ ( PI = Package Indicator )  
 0 = 個装( 消費者販売単位 )  
 1 ~ 8 = 集合包装  
 9 = 計量商品

### GTINとは

GTINとは、Global Trade Item Numberの略称で、従来の個装用の商品コード( 13、8、12桁)と、ITFバーコード・シンボルなどで使われてきた14桁の集合包装用の商品コードを一括して、その概念を統一したものです。EDIやデータベース上で使用されるコード体系で、POSシステムで使用するソースマーキングでは使用しません。

## 2. 物流バーコードの活用例

### 出荷者

出荷の際、商品を重量を計測し、そのデータをバーコードラベルプリンターに入力すれば物流容器(発泡スチロール箱等)に貼付するバーコードラベルが作成されます。バーコードラベルプリンターとコンピュータを接続しておけば、商品の重量をコンピュータに自動的に取り込み、集計作業などに使用することができます。また、計量器付バーコードラベルプリンターを導入すれば、重量情報は自動的にバーコードラベルプリンターに取り込まれるので、重量情報を手入力する必要はありません。

また、仕向先別に仕分けした物流容器(発泡スチロール箱等)のバーコードをスキャンしていけば、これをコンピュータで集計して、仕向先別の出荷内容を間違いなく作成できます。同一品種、生産者の外箱がいくつもある場合には、ハンディターミナル付きのスキナを使って一つの1段目のバーコードをスキャンし、あとは2段目のバーコード情報のみをスキャンしていけばスキナ作業は一層省力化できます。

さらに、仕向先別の出荷内容情報をコンピュータから印刷したり、EDIで卸売会社へ送信すれば、納品書や出荷確定書をわざわざ手書きしたり、それぞれの卸売業者へFAXする手間がほとんど一掃できます。物流バーコードだけでなく、このようにEDIと組み合わせることで、メリットは一層広がります。

### 卸売業者

荷受けの際には、まず全ての商品が並べられます。この時、物流容器のバーコードをスキャンしていけば、実際に入荷された実績を迅速に把握することができます。同一品種、生産者の外箱がいくつもある場合には、ハンディターミナル付きのスキナを使って一つのバーコードラベル1段目のバーコードをスキャンし、あとは2段目のバーコード情報のみをスキャンしていけばスキナ作業は一層省力化できます。EDIで受け取った出荷確定情報などとコンピュータ上で照合すれば、未着なども瞬時に判断して入荷情報を確定させることができます。

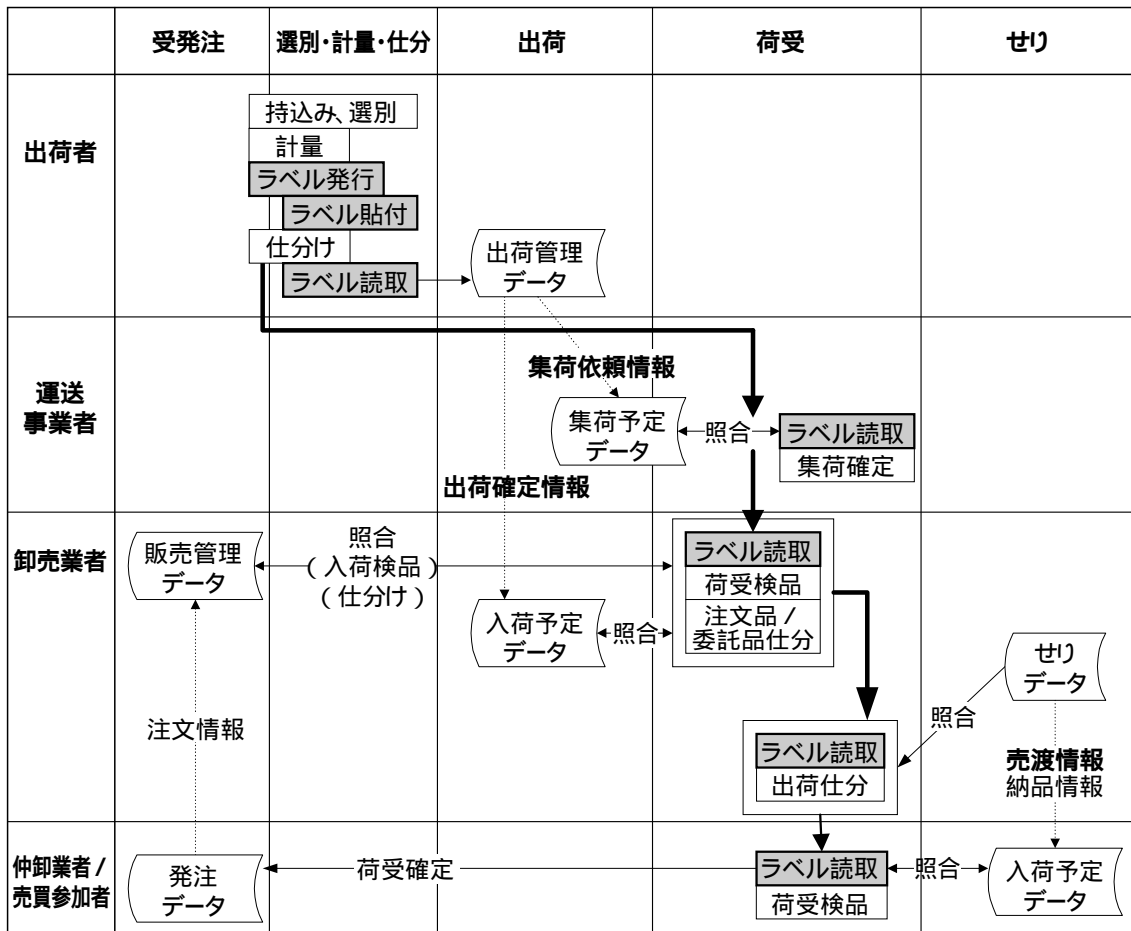
また、EDIで仲卸業者や買参人から受けた注文情報との照合による注文品と委託品の仕分け、せり結果情報との照合による仲卸業者別仕分けなど、コンピュータ・データとの連携による種類の活用が期待できます。

### 仲卸業者等、納品先

卸売業者と同様に、荷受時のバーコードのスキャンによる入荷実績の迅速かつ正確な把握ができます。

また仲卸業者では、注文を受けた小売業者等別に仕分けした後、仕分けの確認作業の正確性向上と納品データの自動作成ができます。

### 標準物流バーコードの活用フロー例



# 7

## 企業・事業所コードの設定方法

EDIメッセージの中で、データの送り手や受け手、あるいは商品の納品先、代金の請求先など、さまざまな場面で企業・団体名や事業所名、特定の場所などを表わす必要があります。このように、EDIで企業・事業所等を表わすコードをロケーションコードと呼んでいます。

今回の水産物EDI標準メッセージでは、このロケーションコードについて「グローバル・ロ

ケーション・ナンバー( GLN )の使用を原則とする」と謳っています。GLNは、国際EAN協会注1が定めた国際的な共通企業・事業所コードのことで、国内の流通標準EDIにおいても標準コードとして採用されています。水産物EDI標準メッセージでは、国際・国内標準標準EDIルールとの整合性を図って、このGLNの使用を原則としているのです。

### 日本におけるGLNの運用ルール

<u>49</u>	<u>1</u>	<u>K1K2K3K4K5K6</u>	<u>L1L2L3</u>	<u>C/D</u>
国コード	固定	共通取引先コード	事業所コード	チェックデジット
または				
<u>49(または45)</u>	<u>M1M2M3M4M5</u>		<u>L1L2L3L4L5</u>	<u>C/D</u>
JAN商品メーカーコード			事業所コード	チェックデジット
事業所コードは各社が事業所単位で設定し、企業コードと併せて取引先に通知します。				

日本においては、既に流通業界で広く利用されている「共通取引先コード<sup>注2</sup>」または「JAN商品メーカーコード<sup>注3</sup>」を使用します。既にこの2種類のコードのいずれかを登録している

企業は、上図のルールによってGLNの企業コードが決まりますので、後は自社で事業所コードを設定することによってGLNを構成することができます。

注1 国際EAN協会とは

国際EAN協会(EAN international)は、世界共通の商品コードEAN(European Article Number)及び流通EDI標準(EANCOM)の国際的な管理機関です。ベルギー(ブリュッセル)に本部が置かれ、世界の94カ国が加盟。日本は(財)流通システム開発センター(流通コードセンター)が加盟機関になっています。

注2 共通取引先コード(6桁)とは

企業間の受発注、納品、代金決済等の伝票やEOS、VAN等で使用。流通コードセンターに申請してコードを割り当てられます。

注3 JAN商品メーカーコード(7桁)とは

加工食品や菓子等の一般消費財商品にバーコードとして表示されているJANコード(13桁)の国コードを含む左7桁のこと。流通コードセンターに申請してコードの割り当てられます。平成13年1月以降に新規登録する企業には、9桁のメーカーコードが割り当てられます。その場合、事業所コードは3桁になります。

## チェックデジットの計算方法

基本バーコードの「商品コード」の末尾ひと桁は『チェックデジット』です。  
チェックデジットの計算方法は、『モジュラス10、重み3、1』です。  
以下に計算例を示します。

### 【計算例】

9 4 9 5 6 7 8 9 1 5 2 1 0 ?  
チェックデジット

このコードに右端から何桁目であるかの番号をつけます。

(桁位置) 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

(コード) 9 4 9 5 6 7 8 9 1 5 2 1 0 ?

この桁位置に基づき、次のように計算します。

偶数の桁位置にあたるコードの数字をすべて加算します。

$$9 + 9 + 6 + 8 + 1 + 2 + 0 = 35$$

で計算した数を3倍します。

$$35 \times 3 = 105$$

右端1桁(チェックデジット)を除いた奇数の桁位置にあたる数字をすべて加算します。

$$4 + 5 + 7 + 9 + 5 + 1 = 31$$

とで得られた数字を合計します。

$$105 + 31 = 136$$

で得られた「136」の下1桁を10から引きます。その結果が求めるチェックデジットとなります。

$$10 - 6 = 4$$

【注】下1桁の値が「0」となった場合のチェックデジットは「0」になります。

### 【計算結果】

9 4 9 5 6 7 8 9 1 5 2 1 0 4  
↑  
チェックデジット

